

農地解放について、事務執行の誤り是正に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十九年三月十二日

天田勝正

參議院議長重宗雄三殿

農地解放について、事務執行の誤り是正に關する質問主意書

千葉県松戸市において、旧自作農創設特別措置法施行による買収手続の際、売渡されたと思われた小作地(松戸市松戸新田庚新前四三六ノ一)が、当時の農地委員会の手落ちから小作人(松戸市日暮四二二及川勘助)に売渡されず、数年を経て権利関係是正のため現行農地法による新たな買収措置をとつたのであるが、これまた農業委員会の所掌事務執行の怠慢から自作地として認められず、このため被害者である当該小作人はいまだに生活の安定すら期し得ない状況におかれている。

右に關し、事務上の手続きを誤り、更に所掌事務を怠つた当該農業委員会の責任は極めて重大であるが、この際当該小作人救済のため、所有權取得の方途を如何になすべきや、また本件に關する國の責任について明確なる見解を問う。